

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号				
不利益処分の種類	第一種製造者又は第一種貯蔵所の許可の取消又は停止命令	根拠条項	第38条第1項				
処分基準	第38条第1項の各号（第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては第6号を除く）の一に該当しているとき						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO